

## 4. 本市の空家等対策の基本方針

本市における空家等対策の基本方針を以下に掲げます。

### 4.1. 所有者等による解決行動の促進・支援

法第3条では「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されており、空家等を適切に管理する責任は第一義的に所有者等にあります。空家等に起因する問題であっても、越境する樹木の問題など、民法上の相隣関係については当事者間で解決していただいています。

また、本市では、未だ住宅の需要が高く、今後もしばらくはこの傾向が続くと考えられることから、空家等は、民間の活力による売買や賃貸借等の市場原理に基づく流通による解消、民間の創意工夫による利活用を原則とします。

市は、こうした所有者等の責任ある解決行動や、市場流通による解消等を促進・支援します。

### 4.2. 市による空家等への対応

市は、空家等の解消を阻害している要因の除去に努め、空家等から生じる問題への対策を推進していきます。

そのため、市内の空家等の実態把握に努めるとともに、市民の生命、身体または財産に危険が及ぶことを防止するため、緊急措置や特定空家等としての措置が必要と判断した空家等については、法および関係法令等に基づき必要な措置を講じます。